

## 議題（２）

### 移動制約者の状況と福祉有償運送の必要性について

#### 【道路運送法（抜粋）】

##### ◎第79条（登録）

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

##### ◎第79条の6（有効期間更新の登録）

第79条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

上記「道路運送法第79条」に規定する登録及び「道路運送法第79条の6」に規定する有効期間更新の登録を受けるにあたり、公共の福祉を確保するために福祉有償運送の必要性があるか協議するため、印西市の移動制約者の状況、福祉車両の運行状況などの現状について報告します。

#### 1. 印西市における移動制約者の状況について

福祉有償運送の対象者となる移動制約者は、要支援、要介護認定を受けている人、身体に障がいのある人で、介助なしでは移動できない人、車椅子を利用している人、移動に身体的苦痛を伴うなどの制約を受ける人、その他肢体不自由・内部障がい（人工透析を受けている場合を含む）・知的障がい・精神障がいなどにより単独での移動が困難で、介助なしでは公共交通機関の利用が困難な人となります。

#### 【要介護（要支援）認定者数】

令和6年3月31日現在

区 分	認 定 者 数		
	第1号被保険者	第2号被保険者	合計
要支援1	440人	6人	446人
要支援2	434人	25人	459人
要介護1	773人	28人	801人
要介護2	547人	19人	566人
要介護3	471人	16人	487人
要介護4	415人	17人	432人
要介護5	279人	10人	289人
合 計	3,359人	121人	3,480人

令和6年3月31日現在、要介護（要支援）認定者数は3,480人です。

## 【身体障害者手帳所持者数】

令和6年3月31日現在

障 害 名	所持者数	合 計
視 覚 障 害	128人	2,302人
聴覚・平衡機能障害	185人	
音声・言語・そしゃく機能障害	35人	
肢体不自由・運動機能	1,110人	
内 部 障 害	844人	

令和6年3月31日未現在、身体障害者手帳所持者数は2,302人です。

内訳として、移動制約者となる視覚障害、聴覚・平衡機能障害者数は313人、音声・言語・そしゃく機能障害者数は35人、肢体不自由・運動機能障害者数は1,110人、内部障害者数は844人です。

視覚・聴覚・平衡機能に障がいのある人は見守りや介助など、乗降時に安全への配慮が必要です。肢体不自由の障がいのある人には車椅子のままで利用が可能な、リフトやスロープなどの設備が整った福祉車両が必要です。

## 【療育手帳所持者数】

令和6年3月31日現在

判 定	所持者数	合 計
㊤・A（重度）	265人	743人
B（中度・軽度）	478人	

療育手帳所持者数は重度、その他を併せて743人です。

知的障害の程度によっては、交通法規や安全の確保などに関し、適正な判断をすることが難しい人もいるため、配慮が必要です。

また、いつもと違う人や場所など環境の変化でパニックを起こす人もいます。次の行動の見通しが立てられるように、パターン化された方法で乗降したり、互いに慣れた運転手、介助者のもとであれば、精神的に安定して利用することができる場合があります。

## 【精神障害者保健福祉手帳所持者数】 令和6年3月31日現在

等 級	所持者数	合 計
1 級	80人	844人
2 級	469人	
3 級	295人	

精神障害者保健福祉手帳所持者数は844人です。

精神に障がいのある人も環境の変化への順応や人とのやりとりが不得手な人が多いため、見守りや声かけなどの配慮が必要です。

## 2. 印西市における公共交通機関の状況について

印西市の地域公共交通は、鉄道・バス・タクシーで構成され、鉄道は、市の中央部を北総線・成田スカイアクセスが、市の北部をJR 成田線が、それぞれ東西に走り、東京都心や羽田空港・成田国際空港などに連絡し、広域的なアクセス機能を果たしています。

また、バス交通は、主となる民間路線バスと印西市のふれあいバスが、合計22路線運行されています。

### 【路線バス】

路線バスは、主に鉄道駅を起点に、駅間や駅と周辺住宅地を連絡するように、路線が設定されています。この内、主に市街化区域外の公共交通不便地域における移動手段を確保するため、市が補助金を支出して運行している路線が4路線（⑬～⑯）あります。①神崎線、②高花線、③西の原線、④北口循環線、⑤滝野循環線、⑥西の原外循環線、⑦北総循環線、⑧順大線、⑨新鎌ヶ谷直行便、⑩北環状線ルート、⑪牧の原循環ルート、⑫鹿黒循環線、⑬六合路線、⑭小林線、⑮宗像路線、⑯印旛学園線

### 【ふれあいバス】

市内の公共施設等への移動手段を確保し、利便及び福祉の向上を図るため、以下の6ルート（1日）を運行しています。

路線名	経路
東ルート	市役所を起終点に、平岡地区、本埜支所、小林地区などを循環
中ルート	市役所を起終点に、別所地区、印西牧の原駅南口、高花地区などを循環
西ルート	市役所を起終点に、木刈地区、千葉ニュータウン中央駅北口などを循環
南ルート	印西牧の原駅南口を起終点に、千葉ニュータウン中央駅北口、船穂地区などを循環
布佐ルート	市役所を起点に、布佐駅東口などを経て、千葉ニュータウン中央駅北口間を往復
印旛・本埜支所ルート	印旛支所を起終点に、本埜支所、印西牧の原駅南口などを循環

また、交通不便地域の解消策として、旧本埜第二小学校周辺地域において、平成30年12月より、乗合タクシー「スワン号」の実証運行を行っていましたが、令和5年10月31日を以て運行を終了し、令和5年11月1日から、タクシー利用助成事業の実証実験を行っています。

## 3. 福祉車両の運行状況

### (1) 福祉カーの貸付

高齢者及び障がいのある人やその家族の方などを対象に、社会参加の促進を図るため、車椅子・ストレッチャー対応のリフト付きワゴン車を無料で貸し出しています。

保有台数は1台で、対象者は、市内に住所を有する心身に障がいのある人、高齢者、社会福祉団体、社会福祉施設、ボランティアなどです。

年 度	延べ利用件数	利用目的
令和4年度	5件	主に通院、転院
令和5年度	2件	

※令和6年2月より福祉カーの貸付再開

## (2) 外出支援サービス

市内に居住し住所を有する介助なしでは公共交通機関（電車・バス・タクシー）を利用することが困難な方に移送サービスを行っており、印西市社会福祉協議会に業務委託をしています。

年度	延べ利用者数	延べ移送回数
令和4年度	340人	577回
令和5年度	261人	492回

※令和5年度は令和6年2月末時点

## (3) 福祉タクシー事業

市内に居住する要介護認定で1～5のいずれかに認定された高齢者や重度の心身に障がいのある人の外出支援のため、タクシーの乗車料金を一部助成することにより、社会参加の範囲を広め、福祉の増進を図ることを目的として実施しています。なお、平成30年度より要介護認定で1・2に認定された高齢者についても助成対象として拡充を図っております。

年 度	延べ利用回数	
	高齢者	障がい者
令和4年度	3,418回	3,599回
令和5年度	3,323回	3,373回

※令和5年度は令和6年2月末時点

## 4. 福祉有償運送の必要性について

印西市における令和6年3月31日現在の総人口は111,109人、そのうち65歳以上の高齢者は26,949人、高齢化率は24.3%、要介護（要支援）者数については、3,480人です。前年度と比較し、65歳以上の人口は、717人、要介護（要支援）者は69人増加しています。

また、障がいのある人については、身体障害者手帳所持者数は2,302人、療育手帳所持者数は、743人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は844人です。前年度と比較し、身体障害者手帳所持者は5人減少、療育手帳所持者は41人増加、精神障害者保健福祉手帳所持者は80人増加し、障害者手帳を所持する人は全体で116人増加しています。

常時介護や見守りを要する者が行動する際に生じ得る危険を回避するため、移送サービスの需要は一層高まり、福祉サービスの充実が望まれていることから、この対策として社会福祉法人等が実施する移送サービスにより、支援することが必要であると考えております。